



県 章

滋賀県公報

平成 21 年（2009 年）
4 月 1 日
第 3072 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県移譲事務に関する交付金交付規則の一部を改正する規則（自治振興課）	2
○ 訓 令	
※滋賀県建設工事等契約審査委員会規程の一部改正（監理課）	3
○ 告 示	
高圧ガス保安法の規定に基づく免状交付事務の委託（防災危機管理局）	3
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく免状交付事務の委託（防災危機管理局）	3
※全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（財政課）	4
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（元気長寿福祉課）	4
化製場等に関する法律の規定に基づく動物の飼養および収容施設について許可を要する区域の指定（生活衛生課）	4
※公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定による公表の方法の一部改正（監理課）	6
道路区域の変更（道路課）	6
道路の供用開始（道路課）	8
水防法による浸水想定区域の指定（河港課）	8
水防法による水防警報をしなければならない河川の指定（河港課）	8
※建築基準法施行規則第11条の4第1項に規定する書類の閲覧の場所および閲覧に関する規程の一部改正（建築課）	8
※滋賀県指定金融機関、滋賀県指定代理金融機関および滋賀県収納代理金融機関の名称および取扱店舗の一部改正（管理課）	9
○ 公 告	
農業振興地域区域変更公告（農政課）	9
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（南部、湖北）	9
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（湖北）	10
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（南部、甲賀、東近江）	10
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（南部、東近江、湖北）	11
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定（南部、甲賀、東近江）	12
○ 公安委員会規則	
※滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	13
○ 企業庁規程	
※滋賀県企業庁職員の服務等に関する規程の一部改正	14
○ 病院事業庁規程	
※滋賀県病院事業庁公印規程の一部改正	14
○ 病院事業庁公告	
平成21年度滋賀県職員採用選考実施公告	15
平成21年度滋賀県医師採用選考実施公告	17

○ 正 誤

平成 6 年 4 月 1 日付け号外（第70号）滋賀県告示第158号中..... 19

規 則

滋賀県移譲事務に関する交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第19号

滋賀県移譲事務に関する交付金交付規則の一部を改正する規則

滋賀県移譲事務に関する交付金交付規則（平成12年滋賀県規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表中第60号を削り、第59号を第86号とし、第56号から第58号までを27号ずつ繰り下げ、第55号を第80号とし、同号の次に次の2号を加える。

(81) 特例条例別表(72)の2の項に掲げる事務

(82) 特例条例別表(72)の3の項に掲げる事務

別表中第54号を第78号とし、同号の次に次の1号を加える。

(79) 特例条例別表(70)の2の項に掲げる事務

別表中第53号を第77号とし、第52号を第76号とし、第51号を第74号とし、同号の次に次の1号を加える。

(75) 特例条例別表(65)の2の項に掲げる事務

別表中第50号を削り、第49号を第67号とし、同号の次に次の6号を加える。

(68) 特例条例別表(64)の2の項に掲げる事務

(69) 特例条例別表(64)の3の項に掲げる事務

(70) 特例条例別表(64)の4の項に掲げる事務

(71) 特例条例別表(64)の5の項に掲げる事務

(72) 特例条例別表(64)の6の項に掲げる事務

(73) 特例条例別表(64)の7の項に掲げる事務

別表中第48号を第66号とし、第45号から第47号までを18号ずつ繰り下げ、第44号を第60号とし、同号の次に次の2号を加える。

(61) 特例条例別表(59)の2の項に掲げる事務

(62) 特例条例別表(59)の3の項に掲げる事務

別表中第43号を第59号とし、第42号を第58号とし、第41号を第57号とし、第40号を第55号とし、同号の次に次の1号を加える。

(56) 特例条例別表(55)の2の項に掲げる事務

別表中第39号を第53号とし、同号の次に次の1号を加える。

(54) 特例条例別表(54)の2の項に掲げる事務

別表中第38号を第52号とし、第37号を第50号とし、同号の次に次の1号を加える。

(51) 特例条例別表(52)の2の項に掲げる事務

別表中第36号を第49号とし、第32号から第35号までを13号ずつ繰り下げ、第31号を第43号とし、同号の次に次の1号を加える。

(44) 特例条例別表(44)の2の項に掲げる事務

別表中第30号を削り、第29号を第42号とし、第28号を第41号とし、第27号を削り、第26号を第40号とし、第23号から第25号までを14号ずつ繰り下げ、第22号を第33号とし、同号の次に次の3号を加える。

(34) 特例条例別表(32)の2の項に掲げる事務

(35) 特例条例別表(32)の3の項に掲げる事務

(36) 特例条例別表(32)の4の項に掲げる事務

別表中第21号を第32号とし、第20号を第31号とし、第19号を第29号とし、同号の次に次の1号を加える。

(30) 特例条例別表(22)の2の項に掲げる事務

別表中第18号を第28号とし、第17号を第27号とし、第16号を第25号とし、同号の次に次の1号を加える。

(26) 特例条例別表(19)の2の項に掲げる事務

別表中第15号を第24号とし、第14号を第23号とし、第13号を第22号とし、第12号を第19号とし、同号の次に次の2

号を加える。

(20) 特例条例別表(15)の 2 の項に掲げる事務

(21) 特例条例別表(15)の 3 の項に掲げる事務

別表中第11号を第18号とし、第 7 号から第10号までを 7 号ずつ繰り下げ、第 6 号を第 8 号とし、同号の次に次の 5 号を加える。

(9) 特例条例別表(8)の 2 の項に掲げる事務

(10) 特例条例別表(8)の 3 の項に掲げる事務

(11) 特例条例別表(8)の 4 の項に掲げる事務

(12) 特例条例別表(8)の 5 の項に掲げる事務

(13) 特例条例別表(8)の 6 の項に掲げる事務

別表中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 特例条例別表(6)の 2 の項に掲げる事務

別表中第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 特例条例別表(4)の 2 の項に掲げる事務

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

滋賀県訓令第 4 号

滋賀県建設工事等契約審査委員会規程（昭和31年滋賀県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第 3 条第 5 号中「500万円以上の随意契約」の右に「(プロポーザル方式の場合は契約予定金額2,500万円以上)」を加える。

第 6 条第 2 項第 4 号中「随意契約」の右に「(プロポーザル方式の場合は契約予定金額2,500万円以上3,000万円未満)」を加える。

第 8 条第 1 項中「振興局、各地域振興局および県事務所ならびに大津土木事務所の所管する区域（南部振興局の所管する区域にあっては、甲賀市および湖南市の区域ならびに当該区域以外の区域）」を「各環境・総合事務所および大津土木事務所の所管する区域」に改める。

付 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

告 示

滋賀県告示第256号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の 2 第 1 項の規定に基づき、免状交付事務を委託するので、高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第20号）第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次のように告示する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 委託に係る免状交付事務の内容 高圧ガス保安法第29条の規定による製造保安責任者免状(乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状および第三種冷凍機械責任者免状に限る。)および販売主任者免状の交付および再交付に関する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 9 号 高圧ガス保安協会

3 委託の開始の日 平成21年 4 月 1 日

滋賀県告示第257号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の 4 の 2 第 1 項の規定に基づき、免状交付事務を委託するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年

政令第14号）第7条第1項第2号の規定に基づき、次のように告示する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 委託に係る免状交付事務の内容 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4の規定による液化石油ガス設備士免状の交付、再交付および書換えに関する事務
- 2 委託に係る免状交付事務を処理する場所 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号 高压ガス保安協会
- 3 委託の開始の日 平成21年4月1日

滋賀県告示第258号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「浜松市」の次に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

滋賀県告示第259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービス の 種 類	指定年月日	介 護 保 険 事業所番号
フランスベッド株式会社メディカル滋賀営業所	大津市中央四丁目7-24	フランスベッド株式会社 代表取締役 池田 茂	東京都昭島市中神町 1148 番地 5	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成 21. 4. 1	2570102489

滋賀県告示第260号

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定により、動物の飼養および収容について許可を要する区域を次のとおり指定する。

昭和59年滋賀県告示第565号（化製場等に関する法律の規定に基づく動物の飼養および収容施設について許可を要する区域の指定）は、廃止する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 彦根市のうち次に掲げる区域 旭町、安清町、安清東町、栄町一丁目、栄町二丁目、岡町、河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、外町、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、橋向町、錦町、芹橋一丁目、芹橋二丁目、芹川町、芹中町、芹町、金亀町、銀座町、元岡町、元町、戸賀町、後三条町、幸町、佐和町、山之脇町、小泉町、松原一丁目、松原二丁目、沼波町、城町一丁目、城町二丁目、新町、西今町、船町、大橋町、大東町、大藪町、地蔵町、池州町、竹ヶ鼻町、中央町、中藪一丁目、中藪二丁目、中藪町、長曽根南町、東沼波町、馬場一丁目、尾末町、平田町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、野良田町、立花町、和田町
- 2 長浜市のうち次に掲げる区域 一の宮町、宮前町、元浜町、公園町、港町、高田町、三ツ矢元町、三ツ矢町、三和町、四ツ塚町、十里町、勝町、小堀町、鐘紡町、新庄寺町、神照町、神前町、大宮町、大島町、地福寺町、中山

町、朝日町、殿町、南呉服町、南高田町、南小足町、八幡中山町、八幡東町、分木町、平方町、平方南町、北船町、末広町、弥高町、列見町

- 3 近江八幡市のうち次に掲げる区域 為心町元、為心町上、為心町中、宇津呂町、永原町元、永原町上、永原町中、音羽町、間之町、丸の内町、宮内町、魚屋町元、魚屋町上、魚屋町中、玉屋町、玉木町一丁目、玉木町二丁目、鍵之手町、元玉屋町、江南町、佐久間町、市井町、慈恩寺町元、慈恩寺町上、慈恩寺町中、篠原町一丁目、篠原町二丁目、篠原町三丁目、若葉町一丁目、若葉町二丁目、若葉町三丁目、若葉町四丁目、若葉町五丁目、出町、小幡町上、小幡町中、上野町、新栄町、新左衛門町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、正神町、生須町、西元町、西畳屋町、西本郷町西、西本郷町東、西末町、川原町一丁目、川原町二丁目、船町、孫平治町一丁目、孫平治町二丁目、多賀町、大工町、大森町、大杉町、鷹飼町、鷹飼町東二丁目、鷹飼町南四丁目、鷹飼町北一丁目、鷹飼町北二丁目、鷹飼町北三丁目、鷹飼町北四丁目、池田町一丁目、池田町二丁目、池田町三丁目、池田町四丁目、池田町五丁目、中小森町、中村町、仲屋町元、仲屋町上、仲屋町中、長命寺町、鉄炮町、東畳屋町、縄手町元、縄手町中、縄手町末、南本郷町一丁目、南本郷町二丁目、南本郷町三丁目、日杉町、博労町元、博労町上、博労町中、白鳥町、八幡町、板屋町、北元町、北末町、堀上町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、末広町、薬師町、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、鍛冶屋町
- 4 草津市のうち次に掲げる区域 笠山一丁目、笠山二丁目、笠山三丁目、笠山四丁目、笠山五丁目、笠山六丁目、橋岡町、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、若草一丁目、若草二丁目、若草三丁目、若草四丁目、若草五丁目、若草六丁目、若草七丁目、若草八丁目、若竹町、渋川一丁目、渋川二丁目、上笠二丁目、上笠三丁目、上笠四丁目、上笠五丁目、西渋川一丁目、西渋川二丁目、西草津一丁目、西草津二丁目、西大路町、西矢倉三丁目、川原一丁目、川原二丁目、草津一丁目、草津二丁目、草津三丁目、草津四丁目、草津町、大路一丁目、大路二丁目、大路三丁目、東草津一丁目、東草津二丁目、東草津三丁目、東草津四丁目、東矢倉一丁目、東矢倉二丁目、東矢倉三丁目、東矢倉四丁目、南笠東一丁目、南笠東二丁目、南笠東三丁目、南笠東四丁目、平井一丁目、平井二丁目、平井三丁目、平井四丁目、平井五丁目、平井六丁目、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村四丁目、野村五丁目、野村六丁目、野村七丁目、野村八丁目、野路一丁目、野路二丁目、野路三丁目、野路四丁目、野路五丁目、野路六丁目、野路七丁目、野路八丁目、野路九丁目、野路町、矢倉一丁目、矢倉二丁目
- 5 守山市のうち次に掲げる区域 伊勢町、焰魔堂町、岡町、下之郷町、下之郷一丁目、下之郷二丁目、下之郷三丁目、吉身一丁目、吉身二丁目、吉身三丁目、吉身四丁目、吉身五丁目、吉身六丁目、吉身七丁目、吉身町、古高町、今宿一丁目、今宿二丁目、今宿三丁目、今宿四丁目、今宿町、守山一丁目、守山二丁目、守山三丁目、守山四丁目、守山六丁目、守山町、勝部一丁目、勝部二丁目、勝部三丁目、勝部五丁目、二町町、播磨町、梅田町、浮気町
- 6 栗東市のうち次に掲げる区域 安養寺一丁目、安養寺二丁目、安養寺三丁目、安養寺四丁目、安養寺五丁目、安養寺六丁目、安養寺七丁目、安養寺八丁目、岡、笠川、苅原、高野、手原一丁目、手原二丁目、手原三丁目、手原四丁目、手原五丁目、手原六丁目、手原七丁目、手原八丁目、小柿一丁目、小柿二丁目、小柿三丁目、小柿四丁目、小柿五丁目、小柿六丁目、小柿七丁目、小柿八丁目、小柿九丁目、小柿十丁目、小平井一丁目、小平井二丁目、小平井三丁目、小平井四丁目、川辺、大橋一丁目、大橋二丁目、大橋三丁目、大橋四丁目、大橋五丁目、大橋六丁目、大橋七丁目、中沢一丁目、中沢二丁目、中沢三丁目、野尻、霊仙寺一丁目、霊仙寺二丁目、霊仙寺六丁目、縋一丁目、縋二丁目、縋三丁目、縋四丁目、縋五丁目、縋六丁目、縋七丁目、縋八丁目、縋九丁目、縋十丁目
- 7 甲賀市のうち次に掲げる区域 甲南町希望ヶ丘一丁目、甲南町希望ヶ丘二丁目、甲南町希望ヶ丘三丁目、甲南町希望ヶ丘四丁目、甲南町希望ヶ丘五丁目、甲南町希望ヶ丘本町一丁目、甲南町希望ヶ丘本町二丁目、甲南町希望ヶ丘本町三丁目、甲南町希望ヶ丘本町四丁目、甲南町希望ヶ丘本町五丁目、甲南町希望ヶ丘本町六丁目、甲南町希望ヶ丘本町七丁目、甲南町希望ヶ丘本町八丁目、甲南町希望ヶ丘本町九丁目、甲南町耕心一丁目、甲南町耕心二丁目、甲南町耕心三丁目、甲南町耕心四丁目、水口町貴生川一丁目、水口町貴生川二丁目、水口町京町、水口町曉、水口町高塚、水口町鹿深、水口町松栄、水口町城東、水口町城内、水口町神明、水口町西林口、水口町中邸、水口町虫生野中央、水口町朝日が丘、水口町東名坂、水口町南林口、水口町梅が丘、水口町八光、水口町八坂、水口町本丸、水口町本町一丁目、水口町本町二丁目、水口町本町三丁目、甲賀町拝坂、甲賀町鹿深台
- 8 野洲市のうち次に掲げる区域 栄、久野部、近江富士一丁目、近江富士二丁目、近江富士三丁目、近江富士四丁目、近江富士五丁目、近江富士六丁目、行畑、行畑一丁目、行畑二丁目、大畑、富波乙、北野一丁目
- 9 湖南市のうち次に掲げる区域 岡出一丁目、岡出二丁目、下田、岩根中央一丁目、岩根中央二丁目、岩根中央三丁目、宮の森一丁目、宮の森二丁目、若竹町、水戸町、石部西一丁目、石部中央一丁目、石部中央三丁目、石部中央四丁目、石部東一丁目、石部東五丁目、石部東六丁目、石部東七丁目、石部東八丁目、石部南一丁目、石部南二丁目、石部南三丁目、石部南四丁目、石部南五丁目、石部南六丁目、石部南七丁目、石部南八丁目、中央二丁目、

中央四丁目、中央五丁目、梅影町、平松北二丁目、平松北三丁目、菩提寺新町一丁目、菩提寺新町二丁目、菩提寺新町三丁目、菩提寺新町四丁目、宝来坂一丁目、宝来坂二丁目、北山台一丁目、北山台二丁目、北山台三丁目、北山台四丁目

10 高島市のうち次に掲げる区域 安曇川町中央一丁目、鴨川平一丁目、鴨川平二丁目、鴨川平三丁目、今津町桜町二丁目、今津町住吉二丁目、今津町松陽台一丁目、今津町松陽台二丁目、今津町大供大門二丁目、新旭町北畑三丁目

11 東近江市のうち次に掲げる区域 ひばり丘町、栄町、沖野一丁目、沖野二丁目、沖野四丁目、五個荘五位田町、五個荘石塚町、幸町、札の辻一丁目、昭和町、聖徳町、聖和町、西中野町、中野町、東沖野一丁目、東沖野二丁目、東沖野五丁目、東中野町、八日市金屋一丁目、八日市金屋二丁目、八日市金屋三丁目、八日市上之町、八日市清水一丁目、八日市町、八日市東浜町、八日市東本町、八日市浜野町、八日市本町、八日市野々宮町、八日市緑町、布引台一丁目、布引台二丁目、佐生町、佐野町

12 米原市のうち次に掲げる区域 坂口、梅ヶ原栄

13 日野町のうち次に掲げる区域 松尾一丁目、松尾二丁目

14 愛荘町のうち次に掲げる区域 中宿

15 豊郷町のうち次に掲げる区域 大字八目

16 虎姫町のうち次に掲げる区域 大字旭町、大字柿ノ木、大字五、大字西大井

滋賀県告示第261号

平成13年滋賀県告示第220号（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定による公表の方法）の一部を次のように改正する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第 1 号イを次のように改める。

イ 環境・総合事務所行政情報コーナー（当該事務所の所管区域に係る公共工事に係るものに限る。）

第 1 号ウからオまでを削り、第 2 号イ中「振興局、地域振興局または高島県事務所（以下「振興局等」という。）」を「環境・総合事務所、県税事務所、森林整備事務所、健康福祉事務所、農業農村振興事務所、土木事務所」に改め、「（振興局等にあつては、当該振興局等の課（建設管理部にあつては、部））」を削る。

付 則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県告示第262号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 4 月 15 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
	柳川能登川線	彦根市本庄町字錦1678番 1地先から	変更後	最小 16.5m ～ 最大 29.0m	368.8m	道路改良工事 (バイパス)に 伴う道路区域 の廃止 (重用)
		彦根市本庄町字嘉多鉢 2111番4地先まで		最小 16.5m ～ 最大	368.8m	新海上稲葉線 L=210.4m

県道			変更前	29.0		
		彦根市本庄町字錦1676番 1 地先から 彦根市本庄町字八ノ坪 2643番1 地先まで		最小 8.2m ～ 最大 29.2m	125.6m	
	竜王石部線	湖南省菩提寺新町二丁目 4 番地先から	変更後	最小 16.0m ～ 最大 46.5m	1,215.4m	道路改良工事 (バイパス) に 伴う道路区域 の変更 なお、現道の供 用は従前のと おり
				最小 7.6m ～ 最大 25.7m	1,328.7m	
		湖南省菩提寺字東出1094 番1 地先まで	変更前	最小 16.0m ～ 最大 46.5m	308.8m	
				最小 7.6m ～ 最大 25.7m	1,328.7m	
	雨降野今在家八 日市線	東近江市八日市上之町91 番5 地先から 東近江市八日市町366番地 先まで	変更後	最小 22.0m ～ 最大 35.9m	463.4m	街路拡幅工事 完成に伴う道 路区域の変更
			変更前	最小 8.2m ～ 最大 22.6m	463.4m	
	湖東八日市線	東近江市鯉江町字雨溝349 番1 地先から	変更後	最小 18.5m ～ 最大 65.0m	1,630.0m	旧の区域の廃 止
			変更前	最小 18.5m ～ 最大 65.0m	1,630.0m	
		東近江市鯉江町字蟻塚 1712番5 地先まで		最小 3.5m ～ 最大	1,629.0m	
		東近江市鯉江町字丸ノ掛				

		1635番地先まで		12.0m		
--	--	-----------	--	-------	--	--

滋賀県告示第263号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 4 月 15 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
県道宇治田原大石東線	大津市大石龍門一丁目字小林545番 5 地先から	平成 21. 4. 1	L =92. 8m
	大津市大石龍門一丁目字小林539番 2 地先まで		
県道雨降野今在家八日市線	東近江市八日市上之町91番 5 地先から	平成 21. 4. 1	L =463. 4m
	東近江市八日市町366番地先まで		

滋賀県告示第264号

淀川水系草津川の水位周知河川に指定した区間について、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定により、次のとおり浸水想定区域を指定する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 指定の区域および浸水した場合に想定される水深 次の図に示すとおりとする。
- 2 指定年月日 平成21年 4 月 1 日
- （次の図は、省略し、その関係図面を滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室、滋賀県土木交通部河港課、滋賀県土木交通部流域治水政策室、滋賀県南部環境・総合事務所行政情報コーナーおよび南部土木事務所ならびに草津市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第265号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第 1 項の規定により、淀川水系草津川について、滋賀県へ移管されることから、知事が水防警報をしなければならない河川として次のように指定する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 指定区域
- 草津川 本川 左岸：草津市青地町字堤 24 番地先の市道旧岡部端下流端から琵琶湖流入点まで
- 右岸：草津市青地町字堤 24 番地先の市道旧岡部端下流端から琵琶湖流入点まで
- 2 指定年月日 平成21年 4 月 1 日

滋賀県告示第266号

建築基準法施行規則第11条の 4 第 1 項に規定する書類の閲覧の場所および閲覧に関する規程（昭和 46 年滋賀県告示第199号）の一部を次のように改正する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第 2 条第 2 号中「振興局、地域振興局または県事務所（当該区域が甲賀市および湖南市である場合にあつては、南部振興局甲賀県事務所）」を「土木事務所（大津土木事務所を除く。）」に改める。

付 則

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県告示第267号

平成 7 年滋賀県告示第160号（滋賀県指定金融機関、滋賀県指定代理金融機関および滋賀県収納代理金融機関の名称および取扱店舗）の一部を次のように改正する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

3 収納代理金融機関の表中「甲賀郡農業協同組合」を「甲賀農業協同組合」に改める。

付 則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

農業振興地域区域変更公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、旧水口町、旧土山町、旧甲賀町、旧甲南町および旧信楽町に係る農業振興地域の区域を新たに甲賀市に係る農業振興地域として統合し、当該農業振興地域の区域を次のように変更する。

なお、次の表中「次の図面」は、省略し、変更区域に係る図面を滋賀県農政水産部農政課および甲賀農業農村振興事務所農産普及課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

変更する区域

農 業 振 興 地 域 名		区 域
変 更 前	変 更 後	
水 口	甲 賀	次の図面の緑色で着色した部分
土 山		次の図面の緑色で着色した部分
甲 賀		次の図面の緑色で着色した部分
甲 南		次の図面の緑色で着色した部分
信 楽		次の図面の緑色で着色した部分

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県南部健康福祉事務所長 三 上 房 枝

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称および 代表者の氏名または 開 設 者 の 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	サービ スの 種 類	指定年月日	介 護 保 険 事業所番号
デイサービス すずらんの家	栗東市下戸 山 1494 番 2	有限会社すずらんの郷 代表取締役 宇野誓子	栗東市下戸山 1493 番 1	通所介護	平成 21. 4. 1	2571200332

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 伊 藤 直

事 業 所	事 業 所	申請者の名称およ	主たる事務所	サービス		介 護 保 険
-------	-------	----------	--------	------	--	---------

の 名 称	の 所 在 地	び代表者の氏名または開設者の氏名	の 所 在 地	の 種 類	指定年月日	事業所番号
近江タクシー株式会社 長浜営業所	長浜市平方町 325 番地 1	近江タクシー株式会社 代表取締役 高屋寿明	彦根市後三条町 631 番地	訪問介護	平成 21. 1. 1	2570300695

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 伊 藤 直

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
株式会社近江タクシー湖北	長浜市平方町 325 番地 1	株式会社近江タクシー湖北 代表取締役 横幕信一郎	長浜市平方町 325 番地 1	訪問介護	2570300265	平成 20. 12. 31

滋賀県南部健康福祉事務所告示第 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県南部健康福祉事務所長 三 上 房 枝

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ケアフル楠の葉	守山市今浜町 2537 番地 8	株式会社グロー 代表取締役 田村明男	福井県福井市三郎丸四丁目 202 番地	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成 21. 4. 1	2570700480

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
甲賀市社協ヘルパーステーション つちやま	甲賀市土山町 北土山 1714 番地 1	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長 北村嘉之	甲賀市水口町 水口 5609 番地	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 21. 4. 1	2571400692
甲賀市社協	甲賀市土山	社会福祉法人甲賀		訪問入浴		

湯ステーションつちやま	町北土山 1714番地1	市社会福祉協議会 会長 北村嘉之	甲賀市水口町 水口5609番地	介護予防訪問入浴	平成21. 4. 1	2571400692
-------------	-----------------	---------------------	--------------------	----------	------------	------------

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成21年4月1日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 瀬戸昌子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションすいれん	東近江市妙法寺町794	すいれん株式会社 代表取締役 寺下由香	東近江市妙法寺町794	訪問看護 介護予防 訪問看護	平成21. 4. 1	2560590065
特定非営利活動法人訪問介護ステーションひびき	近江八幡市馬淵町22番地2	特定非営利活動法人訪問介護ステーションひびき 理事長 渡辺健夫	近江八幡市馬淵町22番地2	訪問介護 介護予防 訪問介護	平成21. 4. 1	2570400412

滋賀県南部健康福祉事務所告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成21年4月1日

滋賀県南部健康福祉事務所長 三上房枝

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションすいれん	東近江市妙法寺町794	すいれん株式会社 代表取締役 寺下由香	東近江市妙法寺町794	訪問看護 介護予防 訪問看護	平成21. 4. 1	2560590065
特定非営利活動法人訪問介護ステーションひびき	近江八幡市馬淵町22番地2	特定非営利活動法人訪問介護ステーションひびき 理事長 渡辺健夫	近江八幡市馬淵町22番地2	訪問介護 介護予防 訪問介護	平成21. 4. 1	2570400412

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成21年4月1日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 瀬戸昌子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
ケアプランセンターすいれん	東近江市妙法寺町794	すいれん株式会社 代表取締役 寺下由香	東近江市妙法寺町794	平成21. 4. 1	2560590065

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 伊 藤 直

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
有限会社ケアサービスほっとみるく居宅介護支援事業所	長浜市八島町 1519 番地 7	有限会社ケアサービスほっとみるく 代表取締役 速水洋子	長浜市木尾町 328 番地	平成 21. 4. 1	2570300398

滋賀県南部健康福祉事務所告示第 4 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県南部健康福祉事務所長 三 上 房 枝

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
しみんふくし滋賀守山訪問介護事業所	守山市守山六丁目 1－44	特定非営利活動法人しみんふくし滋賀 理事長 細谷卓爾	野洲市小篠原 1091	居宅介護 重度訪問介護	平成 21. 4. 1	2510700236
しみんふくし滋賀訪問介護事業所	野洲市小篠原 1111－1－103	特定非営利活動法人しみんふくし滋賀 理事長 細谷卓爾	野洲市小篠原 1091	居宅介護 重度訪問介護	平成 21. 4. 1	2511300135

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第 2 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
甲賀市社協ヘルパーステーションつちやま	甲賀市土山町北土山 1714 番地 1	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	甲賀市水口町水口 5609 番地	居宅介護 重度訪問介護	平成 21. 4. 1	2511400273

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第 3 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 瀬 戸 昌 子

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の 所 在 地	指定障害福祉サービスの 種 類	指定年月日	事業所番号
特定非営利活動法人訪問介護ステーションひびき	近江八幡市馬淵町 22 番地 2	特定非営利活動法人訪問介護ステーションひびき 理事長 渡辺健夫	近江八幡市馬淵町 22 番地 2	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成21. 4. 1	2510400175

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県公安委員会委員長 吉 田 修

滋賀県公安委員会規則第 3 号

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則（昭和 29 年滋賀県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

警 察 職 員 定 員 配 置 表

所 属 別			区 分	警 察 官	一 般 職 員	合 計
本 部	警 務 部	総 務 課		7	4	11
		会 計 課		3	27	30
		警 務 課		86	24	110
		企 画 教 養 課		13	2	15
		警 察 県 民 セ ン タ ー		9		9
		情 報 管 理 課		9	18	27
		厚 生 課		1	9	10
		監 察 官 室		11	1	12
	生 活 安 全 部	生 活 安 全 企 画 課		18	2	20
		地 域 課		18	1	19
		通 信 指 令 課		21		21
		少 年 課		19	8	27
		生 活 環 境 課		27	2	29
		機 動 警 察 隊		30	3	33
	交 通 部	刑 事 企 画 課		10	2	12
		捜 査 第 一 課		51	2	53
		捜 査 第 二 課		33	1	34
		組 織 犯 罪 対 策 課		37	4	41
		鑑 識 課		22	8	30
		科 学 捜 査 研 究 所		1	17	18
		機 動 捜 査 隊		35	1	36
		交 通 企 画 課		15	2	17
		交 通 規 制 課		8	7	15
		交 通 指 導 課		27	6	33
		運 転 免 許 課		26	35	61
		交 通 機 動 隊		26	1	27
		高 速 道 路 交 通 警 察 隊		85	2	87

部	警 備 部	警 備 第 一 課	51	3	54
		警 備 第 二 課	14		14
		機 動 隊	36	1	37
	警 察 学 校		103	6	109
	小 計		852	199	1,051
警 察 署	大 津		263	15	278
	草 津		178	11	189
	守 山		104	7	111
	甲 賀		122	8	130
	近 江 八 幡		88	7	95
	東 近 江		142	9	151
	彦 根		126	10	136
	米 原		58	5	63
	長 浜		104	9	113
	木 之 本		38	4	42
	高 島		66	7	73
	大 津 北		76	8	84
	小 計		1,365	100	1,465
	合 計		2,217	299	2,516

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 庁 規 程

滋賀県企業庁規程第 1 号

滋賀県企業庁職員の服務等に関する規程（昭和47年滋賀県企業庁規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県企業庁長 川 那 部 隆 二

第 2 条第 1 項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第 4 項中「45分間」を「1 時間」に改める。

付 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第 2 号

滋賀県病院事業庁公印規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県病院事業庁長 谷 口 日 出 夫

別表病院事業庁企業出納員印の項の次に次のように加える。

成 人 病 セ ン タ ー 総 長 印		21 ミリメートル	て ん 書	成人病センター総 務管理課長
------------------------	---	-----------	-------	-------------------

付 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

病 院 事 業 庁 公 告

平成21年度滋賀県職員採用選考実施公告

平成21年度滋賀県職員採用選考を次のとおり行います。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県病院事業庁長 谷 口 日 出 夫

1 選考区分、採用予定人員および職務内容

選 考 区 分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
臨床工学技士	2 人	県立病院における臨床工学技士としての業務
看 護 師	10 人	県立病院における看護師としての業務

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

選 考 区 分	所有すべき資格	年 齢
臨床工学技士	臨床工学技士免許を有する者	昭和49年4月2日以降に生まれた者（平成21年4月1日における年齢が35歳未満）
看 護 師	看護師免許を有する者	昭和41年4月2日以降に生まれた者（平成21年4月1日における年齢が43歳未満）

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。（全選考区分共通）

ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 給与等

選 考 区 分	給 料 月 額	備 考
臨床工学技士	174,600 円	短大3年課程卒業で職務経験がない場合の額
看 護 師	203,900 円	大学卒業で職務経験がない場合の額
	198,300 円	短大3年課程卒業で職務経験がない場合の額
	188,900 円	短大2年課程卒業で職務経験がない場合の額

ア 給料は、給料月額の外に扶養手当、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

ウ これらの金額は平成21年4月1日現在のものであり、改定される場合があります。また、最低額を保障するものではありません。

(2) 採用の時期 平成 21 年 6 月 1 日

(3) 勤務場所

ア 臨床工学技士 滋賀県立成人病センター、滋賀県立小児保健医療センター等

イ 看護師 滋賀県立成人病センター等

4 選考の日程および場所

日程 平成 21 年 4 月 18 日（土）

時間 午前 8 時 45 分集合

場所 滋賀県立成人病センター東館講堂（守山市守山五丁目 4 番 30 号）

5 選考方法

選 考 区 分	試 験 の 程 度	種 目	内 容
---------	-----------	-----	-----

臨床工学技士	短大卒業程度	教養試験	択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学に関する知識（知識分野）ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力（知能分野）について筆記試験を行います。
		論文試験	識見、思考力、表現力等についての筆記試験を行います。
		口述試験	臨床工学技士としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。
		適性検査	公務員として必要な適性についての検査を行います。
		書類審査	必要な書類に基づいて審査します。
看護 師	短大卒業程度	作文試験	識見、思考力、表現力等についての筆記試験を行います。
		口述試験	看護師としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。
		適性検査	公務員として必要な適性についての検査を行います。
		書類審査	必要な書類に基づいて審査します。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話・PHS等の使用はできません。）。

※ 教養試験は択一式のマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（HBの鉛筆などと消しゴム）を持参してください。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

6 結果発表 平成 21 年 4 月末に合格者あて通知する予定です。

7 受験手続および受付期間

(1) 持参または郵送により申し込む場合

ア 受験手続

受付時提出書類を受付期間内に、病院事業庁経営管理課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で選考区分を書いて、特定記録または簡易書留により送付して下さい。出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。

選考当日に、選考当日提出書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備 考
受付時	出願票 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真をはり付けてください。
	未使用の郵便はがき 1 枚	受付票として返送します。表面にあて先を明記してください。 <u>郵送で申し込む場合のみ必要です。</u>
選考当日	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真をはり付けてください。
	口述試験用面接カード 1 通	所定の用紙に記入してください。
	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。
	受験資格を証明する免許証原本とコピー 1 部	原本は、当日返却します。

ウ 書類提出先 滋賀県病院事業庁経営管理課（滋賀県立成人病センター内） 〒524-8524 守山市守山五丁目 4 番 30 号

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続 受験案内をよく読んだ上で、滋賀県のホームページから申し込んでください。

<http://www.pref.shiga.jp/n/byouin/boshu.html>

出願を受け付けた場合は、受付票をメールで送信しますので、受信後、受付票を印刷し所定の位置に最近 6 か月以内に撮影した写真をはり付けて選考当日持参してください。

選考当日に、選考当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提 出 時 期	提 出 書 類	備 考
選 考 当 日	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真をはり付けてください。
	口述試験用面接カード 1 通	所定の用紙に記入してください。
	受付票	メールで受信した受付票に最近 6 か月以内に撮影した写真をはり付けてください。 受験番号は、選考当日に指定します。
	受験資格を証明する免許証原本とコピー 1 部	原本は、当日返却します。

(3) 出願票等の交付 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課（成人病センター内）で交付します。

また、郵送を希望される方は、下記の問い合わせ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「平成21年度滋賀県職員採用選考受験願書」と書き、住所、氏名および受験を希望する選考区分を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課あて請求してください。

滋賀県のホームページからダウンロードした用紙を使うこともできます。

<http://www.pref.shiga.jp/n/byouin/boshu.html>

(4) 受付期間

選 考 区 分	受 付 方 法	受 付 期 間
臨床工学技士	持参	平成21年4月1日（水）から平成21年4月7日（火）まで ※ 8時30分から17時15分まで受け付けます（土曜日および日曜日を除く。）。
	郵送	平成21年4月1日（水）から平成21年4月6日（月）まで ※ 平成21年4月6日（月）までの消印有効
	インターネット	平成21年4月1日（水）正午から平成21年4月6日（月）17時まで ※ ただし、県の電子申請システムの管理運営の都合上変更する場合があります。
看 護 師	持参	平成21年4月1日（水）から平成21年4月13日（月）まで ※ 8時30分から17時15分まで受け付けます（土曜日および日曜日を除く。）。
	郵送	平成21年4月1日（水）から平成21年4月10日（金）まで ※ 平成21年4月10日（金）までの消印有効
	インターネット	平成21年4月1日（水）正午から平成21年4月10日（金）17時まで ※ ただし、県の電子申請システムの管理運営の都合上変更する場合があります。

8 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない。」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

9 問い合わせ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5852

平成21年度滋賀県医師採用選考実施公告

平成21年度滋賀県医師採用選考を次のとおり行います。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県病院事業庁長 谷 口 日 出 夫

1 選考区分および採用予定人員 医師（精神科） 若干名

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

医師免許および精神保健指定医を有する者で、昭和44年4月2日以降に生まれたもの

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 平成21年 6 月 1 日以降予定（相談に応じます。）

(2) 勤務先 滋賀県立精神医療センター

(3) 給与等

ア 給料は、滋賀県病院事業庁に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）等により経歴を勘案の上決定します。

なお、医師免許取得後の応募資格を満たす実務経験の年数に応じた給与月額は、概ね670,000円～840,000円（経験 5 年～15 年。給料の調整額、地域手当および初任給調整手当を含む。）です。

その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

これらの金額等は、平成20年 4 月 1 日現在のものであり、改定される場合があります。

イ 昇給は、原則として毎年 1 回行われます。

4 選考の日時および場所

(1) 日時 応募者に対して随時行いますので、下記の問い合わせ先へお尋ねください。詳細は、別途文書でお知らせします。

(2) 場所 滋賀県立精神医療センター会議室（草津市笠山八丁目 4－25）

5 選考の方法および結果発表

(1) 方法 次の方法により行います。

ア 面接試験 医師としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。

イ 書類審査 必要な書類に基づいて審査します。

(2) 結果発表 原則として、選考の実施後14日以内に通知します。

6 受験手続および受付期間 下記の書類を病院事業庁経営管理課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で「医師受験」と書いて、特定記録または簡易書留により送付してください。

出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。

提出時期	提出書類	備考
受付時	出願票 1 通	
	未使用の郵便はがき 1 枚	受付票として返送します。表面にあて先を明記してください。 <u>郵送で申し込む場合のみ必要です。</u>
	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真をはり付けてください。
	業績目録・抱負 1 通	所定の用紙に書ききれない場合は、任意の様式に記載してください。
選考当日	医師免許証原本とコピー 1 部	確認後、原本は返却します。
	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。

(3) 出願票等の交付 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課（成人病センター内）で交付します。

郵送を希望される場合は、下記の問い合わせ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「滋賀県医師（精神科）採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課あて請求してください。

滋賀県のホームページからダウンロードした用紙を使うこともできます。

<http://www.pref.shiga.jp/n/byouin/boshu.html>

(4) 受付期間 平成21年 4 月 1 日（水）から平成21年 5 月15日（金）まで（消印有効）

※ 持参の場合、8 時30分から17時15分まで受け付けます（土曜、日曜および祝日を除く。）。

7 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 問い合わせ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目 4 番30号 電話 077-582-5852

正 誤

平成 6 年 4 月 1 日付け号外（第70号）滋賀県告示第158号中

ページ	行	誤	正
9	3	781	782
		782	783
	6	783	781

